

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

（当日は、  
日曜日の翌日）

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告 鳥取県の職員給与等の状況の公表

## 規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十四号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部

を改正する規則

（鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正）

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とする。

別表第三人事課の項課長専決事項の欄中第六号及び第七号を次のように改める。

六 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十一年三月鳥取県規則第二十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

（一）第三条の規定による退職手当の金額の決定

（二）第六条（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による退職票の交付

（三）第七条の規定による在職票の交付

（四）第八条第二項の規定による失業者退職手当受給資格者証の交付

（五）第九条第二号の規定によるやむを得ないと認める受給期間延長理由の決定

（六）第十条第四項の規定による受給期間延長通知書の交付

（七）第十二条の規定による基本手当に相当する退職手当の支給日の指定

（八）第十三条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による待期日数における失業の認定

（九）第十三条第四項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による失業の認定及び支給の制限を行うべき事実の有無の

確認

（ロ）第十四条第一項の規定による公共職業訓練等の受講の指示

（ニ）第十九条の二第二項の規定による失業者退職手当高年齢受給資格者証の交付

（ヒ）第二十条第二項の規定による失業者退職手当特例受給資格者証の交付

七 現業職員の給与に関する規則第四条の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

（一）勤勉手当の支給総額の決定

（二）退職手当の金額の決定

別表第三税務課の項部長専決事項の欄第二号（ロ）中「承認」の下に「（証紙徴収の方法により徴収される自動車税に係るものに限る。）」を加える。

別表第三税務課の項部長専決事項の欄第一号（ロ）を削る。

別表第三消防防災課の項部長専決事項の欄第二号（ロ）を削り、（ロ）を（四）とし、（六）を削り、同欄第七号を次のように改める。

七 電気工士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項の規定による電気工士免状の返納の命令

別表第三消防防災課の項部長専決事項の欄第二号（ロ）から（ロ）までを削り、（ロ）を（ロ）とし、同号（ロ）中「第十七条の八の二」を「第十七条の十」に改め、同号（ロ）を（ロ）とし、（ロ）から（ロ）までを（ロ）までとし、同号（ロ）中「第十三条の五」を「第十三条の二十三」に改め、同号（ロ）を（ロ）とし、（ロ）の次に（ロ）として次のように加える。

（ロ）第十三条の十三第二項（第十七条の九第四項において準用する

場合を含む。）の規定による事業計画等の作成等についての意見の提出

別表第三消防防災課の項部長専決事項の欄第九号（ロ）中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

別表第三保険課の項部長専決事項の欄第一号（ロ）中「価額」を「価額」に改め、同号（ロ）として次のように加える。

（ロ）第六十九条の五第二項の規定による通貨以外の賃金の価額の決定

別表第三保険課の項部長専決事項の欄中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

別表第三保険課の項部長専決事項の欄中第九号を削り、第十号を第九号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

別表第三農業指導課の項中「農業指導課」を「農地経済課」に改める。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号（ロ）を削り、（ロ）とし、（ロ）を（ロ）とし、同号（ロ）中「第四号」を「第五号」に改め、同号（ロ）を（ロ）とし、同号（ロ）中「決定」の下に「のうち第十五条第一項第二号から第五号までに掲げる都市計画に係るもの」を加え、同号（ロ）を（ロ）とし、（ロ）から（ロ）までを（ロ）までとし、同号（ロ）中「都市施設に関する都市計画」の下に「若しくは都市施設に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画」を加え、同号（ロ）を（ロ）とし、（ロ）を（ロ）とし、（ロ）の次に（ロ）として次のように加える。

（ロ）第二十四条第六項の規定による国土計画等の策定又は変更の申

出

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号(四)を次のように改める。

(四) 第二十九条の規定による開発行為の許可のうち次に掲げるもの

イ その規模が一ヘクタール以上十ヘクタール未満の開発行為の

許可

ロ 市街化調整区域内において行う開発行為のうち第三十四条第

十号ロに該当する開発行為でその規模が一ヘクタール未満のも

の許可

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号(四)中「の許可」の下に「のうち都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五十八号)第三十六条第一項第二号ハに該当するものの許可」を加え、同号(四)中「その規模が」の下に「一ヘクタール以上」を加え、同号(四)を(五)とし、同号(四)中「第二十六条第一項の規定による許可に係るもの及び地方機関等決裁規則別表第二土木事務所長の項第二十二号(四)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。」を「のうちこの号の(五)により監督処分を行うための立入検査」に改め、同号(四)を(五)とし、(五)の前に(四)として次のように加える。

(四) 第八十一条第二項の規定による聴聞のうちこの号の(五)により監

督処分をしようとする者に係る聴聞の実施

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号(四)中「第二十二号(四)」を「第二十二号(五)」に改め、同号(四)を(五)とし、(五)から(四)までを(四)から(三)までとし、同号(四)中「都市計画法事業」の下に「(下水道課の分掌事務に係るものを除く。以下この号及び都市計画課の項課長専決事項の欄第

一号において同じ。)」を加え、同号(四)を(五)とし、(五)から(三)までを(三)から(四)までとし、同号(四)中「第二十二号(一)」を「第二十二号(八)」に改め、同号(四)を(五)とし、(五)の次に(六)及び(七)として次のように加える。

(六) 第五十二条の第三項(第五十七条の四において準用する場合

を含む。)の規定による土地建物等を買収するべき旨の通知

(七) 第五十二条の第四第二項(第五十七条の五において準用する場合

を含む。)の規定による買収するべき土地の価格の協議

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第一号(四)中「米子土木事務所長の項第十号の二(一)の規定により米子土木事務所長」を「土木事務所長の項第二十二号(一)の規定により土木事務所長」に、「第三十四条第十号」を「第三十四条第十号ロ」に改め、同号(四)及び(六)を次のように改める。

(四) 第三十六条第三項(附則第五項において準用する場合を含む。)

の規定による開発行為に関する工事が完了した旨の公告

(六) 第四十三条第一項の規定による開発許可を受けた土地以外の土

地における建築等の許可のうち都市計画法施行令第三十六条第一

項第二号イに該当するものの許可

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第一号(七)及び(八)を削り、同号(四)中「倉吉土木事務所長の項第三号(四)の規定により倉吉土木事務所長に委任された事務及び同表米子土木事務所長の項第十号の二(六)の規定により米子土木事務所長」を「土木事務所長の項第二十二号(六)の規定により土木事務所長」に改め、同号(四)を(七)とし、(七)の次に(八)として次のように加える。

(八) 第五十二条の第三第一項(第五十七条の四において準用する場合

を含む。)の規定による建設省令で定める事項の公告及び市街地開発事業等予定区域の区域内の土地建物等の有償譲渡について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置の実施

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第一号中(五)を(九)とし、(一)を(五)とし、(三)を(二)とし、(二)の次に(三)として次のように加える。

(三) 第六十条の二第二項の規定による施行予定者から都市計画施設の整備に関する事業等について都市計画事業の認可の申請がされなかつた旨の公告

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第一号(中)「倉吉土木事務所長の項第三号(一)の規定により倉吉土木事務所長に委任された事務及び同表米子土木事務所長の項第十号の二(七)の規定により米子土木事務所長を「土木事務所長の項第二十二号(四)の規定により土木事務所長」に改め、同号中(六)とし、同号(中)「第二十六条第一項の規定による許可に係るもの」を「この号の(四)により監督処分を行うための立入検査」に改め、同号中(五)を(六)とし、(四)の次に(五)として次のように加える。

(四) 第八十一条第二項の規定による聴聞のうちこの号の(四)により監督処分をしようとする者に係る聴聞の実施

別表第三下水道課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

三 都市計画法に基づく知事の権限に属する事務のうち都市計画課の項部長専決事項の欄第一号(六)から(三)までに掲げるもの(下水道課の分掌事務に係るものに限る。以下下水道課の項課長専決事項の欄第二号において同じ。)

別表第三下水道課の項課長専決事項の欄を次のように改める。

一 下水道法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十五条の九の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議

(二) 第二十五条の十において準用する第十六条の規定による流域下水道の施設に関する工事等の承認

(三) 第三十八条第三項の規定による承認の取消し等の処分に係る聴聞の実施

二 都市計画法に基づく知事の権限に属する事務のうち都市計画課の項課長専決事項の欄第一号(六)から(三)までに掲げるもの

別表第三港湾課の項部長専決事項の欄第八号中「鳥取空港事務所長」を「鳥取空港管理事務所長」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(地方機関の長の専決事項)

第五条 地方機関の長の専決事項は、別表第四に掲げるとおりとする。

第八条中「及び別表第五」を削り、「これらの」を「この」に改める。

別表第二保健所長の項第五十号を次のように改める。

五十 鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和六十年三月鳥取県規則第十七号)第五条の規定による墓地等の経営者の住所等の変更の届出の受理

別表第二鹼検定所長の項中「鹼検定所長」を「蚕業指導所長」

に改め、同項第一号中(田)を削り、(イ)を(田)とする。

別表第二土木事務所長の項第二十二号を次のように改める。

二十二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二十九条の規定による開発行為の許可のうち次に掲げるもの
  - イ 市街化区域内において行う開発行為で、その規模が五千平方メートル(主として、自己の居住の用に供する住宅若しくは住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為にあつては、一ヘクタール)未満のもの
  - ロ 市街化調整区域内において行う開発行為のうち第三十四条第十号ロに該当する開発行為以外の開発行為でその規模が五千平方メートル未満のもの
- (二) 第三十六条第二項(附則第五項において準用する場合を含む。)  
の規定による開発行為に関する工事の完了の検査
- (三) 第三十七条第一号(附則第五項において準用する場合を含む。)  
の規定による建築物の建築又は特定工作物の建設についての承認
- (四) 第四十三条第一項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可のうち都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三十六条第一項第二号ロに該当するものの許可
- (五) 第四十三条第一項第六号ロの規定による市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際に宅地であつた土地である旨の確認
- (六) 第四十五条(附則第五項において準用する場合を含む。)  
の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認のうちこの号の(一)又は(田)により許可したものに係る承認
- (七) 第五十二条の第二項(第五十七条の三において準用する場合を含む。)  
の規定による市街地開発事業等予定区域の区域内における建築物の建築等の許可
- (八) 第五十三条第一項の規定による都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の許可(第五十五条第一項に規定する事業予定地における建築物の建築の許可を除く。)
- (九) 第六十五条第一項の規定による都市計画事業地内における事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可
- (十) 第六十五条第二項の規定による施行者の意見の聴取
- (十一) 第六十六条の規定による事業地内の土地建物等の有償譲渡について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置並びに事業地及びその附近地の住民に対する説明等の措置の実施
- (十二) 第八十一条第一項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分のうちこの号の(一)、(二)、(四)、(六)から(九)まで又は(田)により許可等をしたものに係る監督処分
- (十三) 第八十一条第二項の規定による聴聞のうちこの号の(三)により監督処分をしようとする者に係る聴聞の実施
- (十四) 第八十二条第一項の規定による立入検査のうちこの号の(三)により監督処分を行うための立入検査
- (十五) 附則第四項の規定による開発行為の許可のうちその規模が五千平方メートル(主として、自己の居住の用に供する住宅若しくは

住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為にあつては、一ヘクタール未満の開発行為の許可別表第二土木事務所長の項第二十三号の五(二)及び(三)中「前号の(一)」の下に「及びこの号の(一)」を加える。

別表第二倉吉土木事務所長の項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

別表第二米子土木事務所長の項中第八号から第十号の二までを削り、第十一号を第八号とする。

別表第二鳥取空港事務所長の項中「鳥取空港事務所長」を「鳥

取空港管理事務所長」に改め、同項中第十一号を第十三号とし、第十二号を第十二号とし、第九号中「(第十一条又は第十二条の許可に係るものを除く。)」を「(第十一条の許可に係る報告の徴収については、第八号により許可したものに係る報告の徴収に限る。)」に改め、同項中同号を第十一号とし、第八号中「(第十一条又は第十二条の許可に係るものを除く。)」を「(第十一条の許可に係る措置の命令については、第八号により許可したものに係る措置の命令に限る。)」に改め、同項中同号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

- 八 第十一条の規定による空港内の土地、建物その他の施設の使用の許可及びその態様若しくは目的の変更の許可のうち次に掲げるもの
- (一) 許可期間満了後の継続使用の許可
- (二) 工作物の設置を伴わない使用の許可
- (三) 一時的な使用の許可

九 第十二条の規定による空港内における営業の許可

別表第三社会保険事務所長の項第一号を次のように改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条第一項の規定による事業主に対する物件の提出等の命令又は関係者に対する質問若しくは事業所の物件の検査の実施

(二) 第六十五条第一項の規定による被保険者等に対する物件の提出等の命令又は質問若しくは診断の実施

別表第三社会保険事務所長の項第二号に次のように加える。

(三) 第六十九条の八の規定による日雇特別被保険者とならないことの承認

別表第三社会保険事務所長の項第三号中(四)を(八)とし、(三)の次に(四)から(七)までとして次のように加える。

(四) 日雇特別被保険者手帳の交付及び收受その他日雇特別被保険者手帳に関する事務

(五) 受給資格者票の発行及び受給資格者票への確認の表示その他受給資格者票に関する事務

(六) 特別療養費受給票の交付その他特別療養費受給票に関する事務

(七) 第七十九条の七第一項の規定による報告の受理に関する事務

別表第三社会保険事務所長の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九十四条の規定による健康保険印紙購入通帳の交付若しくは

再交付又は返納される健康保険印紙購入通帳の受理

(二) 第九十五条第三項の規定による健康保険印紙の買戻しを請求することができる事由に該当することについての確認

(三) 第九十六条第一項の規定による消印する場合に使用する印章の印影の届出の受理

別表第三社会保険事務所長の項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

別表第四地方農林振興局長の項の次に蚕業指導所長の項として次のように加える。

蚕業指導所長	蚕糸業法施行令第三条の九の規定による繭検定証の交付及びその騰本の交付の請求の受理
--------	--

別表第五を削る。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

公 告

鳥取県の職員の給与等の状況を次のとおり公表する。

昭和60年3月30日

鳥取県知事 西 尾 四 次

鳥取県の職員の給与等について

1 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (昭和59年3月31日現在)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率 (参考) (B)/(A) (全国平均)	
					昭和57年度の 人件費率	昭和58年度の 人件費率
昭和58年度	615,898人	245,373,503千円	641,408千円	72,422,509千円	29.5% (37.4)	29.4%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

2 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当 り給与費 (B)/(A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
昭和59年度	11,270人	34,483,676千円	6,285,653千円	14,497,846千円	55,267,175千円	4,904千円

(注) 1 職員手当に退職手当は含まない。  
2 給与費は、12月補正後の予算に計上された額である。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (昭和59年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			小 ・ 中 学 校 教 育 職		
	平均給 料月額	平均給 与月額	平均 年齢	平均給 料月額	平均給 与月額	平均 年齢	平均給 料月額	平均給 与月額	平均 年齢
鳥取県	233,424円	274,311円	40歳4月	212,619円	271,905円	35歳0月	256,839円	293,831円	40歳9月
国	213,340円	/	40.1歳	215,044円	/	39.1歳	248,578円	/	39.4歳

区 分	高 等 学 校 教 育 職			現 業 職		
	平均給 料月額	平均給 与月額	平均 年齢	平均給 料月額	平均給 与月額	平均 年齢
鳥取県	287,373円	330,155円	44歳0月	234,340円	263,372円	42歳9月
国	259,381円	/	40.3歳	193,150円	/	48.5歳

4 職員の初任給の状況 (昭和59年4月1日現在)

区 分		鳥 取 県		国	
		決 定 初 任 給	採 用 2 年 経 過 日 給 料 額	初 任 給	採 用 2 年 経 過 日 給 料 額
一 般 行 政 職	大学卒	104,000円	114,900円	104,000円	114,900円
	高校卒	87,700円	93,400円	87,700円	93,400円



警 察 職	大学卒	114,600円	132,600円	114,600円	126,100円
	高校卒	98,400円	110,500円	98,400円	110,500円
小・中 学 校 教 育 職	大学卒	115,700円	129,000円	115,700円	129,000円
	高校卒	92,800円	100,000円	92,800円	100,000円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	115,700円	129,000円	115,700円	129,000円
	高校卒	92,800円	100,000円	92,800円	100,000円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（昭和59年4月1日現在）

区 分		経験年数	10 年	15 年	20 年
一 般 行 政 職	大学卒		174,949円	225,175円	273,268円
	高校卒		148,349円	175,013円	230,607円
警 察 職	大学卒		195,550円	239,800円	288,900円
	高校卒		165,968円	198,953円	241,847円
小・中 学 校 教 育 職	大学卒		192,171円	242,325円	284,699円
	高校卒		—	—	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒		194,450円	243,510円	290,351円
	高校卒		150,130円	183,144円	217,880円
現 業 職	大学卒		—	—	—
	高校卒		139,304円	168,855円	216,784円

6 一般行政職の等級別職員数の状況（昭和59年4月1日現在）

区 分	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	計
標準的な 職務内容	本庁の部長、局長、博物館長	本庁の次長、委員、事務局長、地方農林振興局長	本庁の課長、出先機関の長	本庁の課長補佐、出先機関の課長、困難業務係長	係長、主任、特に高度の知識を有する主事、技師、保母	高度の知識を有する主事、技師、保母	相当高度の知識を有する主事、技師、保母	主事、技師、保母	
職員数	10人	29人	277人	1,533人	196人	350人	462人	234人	3,091人
構成比	0.3%	0.9%	9.0%	49.6%	6.3%	11.3%	15.0%	7.6%	100%

参 考	1年前の 構成比	0.3%	0.9%	8.4%	52.4%	7.4%	10.8%	12.4%	7.4%	100%
	5年前の 構成比	0.3%	0.9%	7.9%	53.0%	6.8%	10.1%	14.1%	6.9%	100%

- (注) 1 鳥取県の職員の給与に関する条例に基づく給料表の等級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名である。

7 昇給期間短縮の状況

区 分		合 計	一般行政職	警 察 職	小・中学校 教 育 職	高等学校 教 育 職	現 業 職
昭和 58年 度	職 員 数 (A)	11,482人	3,056人	1,062人	3,745人	1,563人	681人
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数(B)	2,621人	740人	280人	830人	318人	155人
	比 率 (B)/(A)	22.8%	24.2%	26.4%	22.2%	20.3	22.8%
昭和 57年 度	職 員 数 (A)	11,516人	3,129人	1,053人	3,712人	1,554人	681人
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数(B)	2,738人	854人	291人	833人	310人	154人
	比 率 (B)/(A)	23.8%	27.3%	27.6%	22.4%	19.9%	22.6%

8 職員手当の状況

区 分	鳥 取 県		国			
期 末 手 当 勤 勉 手 当 (昭和58年度 支給割合)	6月期	1.4月分	0.5月分	6月期	1.4月分	0.5月分
	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	一月分	3月期	0.5月分	一月分
	計	3.8月分	1.1月分	計	3.8月分	1.1月分
	退 職 手 当 (支 給 率)	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年	
	勤続20年 21.0月分	29.6625 (28.875)月分	勤続20年 21.0月分	29.6625 (28.875)月分		
	勤続25年 28.375月分	45.765 (44.55)月分	勤続25年 28.375月分	45.765 (44.55)月分		
	勤続35年 48.125月分	65.2575 (63.525)月分	勤続35年 48.125月分	65.2575 (63.525)月分		
	最高限度額 60.0月分	65.2575 (63.525)月分	最高限度額 60.0月分	65.2575 (63.525)月分		
	1人当たり 1,902千円	21,432千円				
	平均支給額					
	その他の加算措置	制度なし	その他の加算措置	制度なし		
	退職時	10年以上20年未満勤続1号給	退職時	原則1号俸		
	特別昇給	20年以上勤続 2号給	特別昇給	特別の勤奨退職者2号俸		

- (注) 1 期末・勤勉手当については、昭和59年度6月期、12月期及び3月期支給分も同じ割合である。
- 2 退職手当1人当たり平均支給額は、昭和58年度に退職した行政職に係る職員に支給された平均額である。
- 3 ( ) 内は、鳥取県においては昭和59年4月1日から、国においては昭和59年1月1日からの支給率である。

調 整 手 当 (昭和59年4月 1日現在)	支 給 対 象 地 域	特 別 区 大 阪 府	北九州市
	支 給 率	9%	6%
	支 給 対 象 職 員 数	23人	1人
	国 の 制 度 (支給率)	9%	6%
	支給対象職員1人当たり平均 支給年額(昭和58年度決算)	251,249円	

特 殊 勤 務 手 当 (昭和58年度)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		41.9%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		68,201円
	手 当 の 種 類 (手 当 数)		75
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間看護手当、教育業務連絡指導手当、医療従事手当、公立学校特殊業務手当、病院業務手当
多くの職員に支給されている手当		公立学校特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、病院業務手当、夜間特殊業務手当、夜間看護手当	
時 間 外 勤 務 手 当	昭和58年度	支 給 総 額	950,956千円
		職員1人当たり支給年額	83千円
	昭和57年度	支 給 総 額	911,263千円
		職員1人当たり支給年額	79千円

(昭和59年4月1日現在)

区 分	支 給 対 象 職 員	支 給 額 (月 額)	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者 12,300円 配偶者以外の扶養親族のうち2人 3,800円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 8,800円 その他の者 1,000円	同じ
住居手当	住宅を借り受け、月額9,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員	借家・借間居住者 家賃の額に応じ、最高14,300円まで支給 自宅居住者 新築、購入から5年間は2,500円、それ以降は1,000円	同じ
通勤手当	交通機関等を利用し又は自転車等を使用して通勤する職員	交通機関等利用者 運賃等に応じ、最高20,400円まで支給 自転車等使用者 通勤距離に応じ、2,000円～8,200円を支給	同じ

9 特別職の報酬等の状況 (昭和59年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当 (昭和58年度支給割合)	
知 事	870,000円	6月期	1.4月分
副知事	670,000円	12月期	1.9月分
出納長	570,000円	3月期	0.5月分
		計	3.8月分
議 長	640,000円	6月期	1.4月分
副議長	550,000円	12月期	1.9月分
議 員	510,000円	3月期	0.5月分
		計	3.8月分

(注) 期末手当については、昭和59年度6月期、12月期及び3月期支給分も同じ割合である。

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥

取

県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】